

青森県復興プラン

～東北の元気、日本の元気を青森から～

平成23年5月

青森県復興対策本部

目 次

1	策定の趣旨及び視点	1
2	被害状況	2
3	復興に向けた主な取組	4
4	当面の取組	5
	～命と暮らしを守る～<生活再建>	6
	～あおもりの生業復興～<産業復興>	19
	～暮らしと生業を支える～<インフラ復興>	33
	<支障物・がれきの撤去>	44
5	東北復興への貢献	46
6	国への提案・要望	47
7	次のステージに向けて	52

1 策定の趣旨及び視点

＜策定の趣旨＞

- 平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東日本の太平洋沿岸を中心に、広範囲にわたって甚大な被害をもたらしました。とりわけ東北地方は、街ごと津波で流され、壊滅状態となった地域も少なくありません。加えて、東京電力福島第一原子力発電所の事故は未だ収束の兆しが見えず、さらに各地で強い余震が頻発するなど、依然として国民は不安な日々を過ごしており、我が国は戦後最大の試練を迎えていると言っても過言ではありません。
- 本県においても、地震と津波により、人的な被害や住家の損壊、港湾・漁港等のインフラや水産業、農業をはじめとする地域産業に大きな被害を受けました。また、燃料不足や供給電力の不足などが県民生活の様々な分野に影響を及ぼしたところです。さらには、自粛ムードの広がりによる個人消費の低迷、東北新幹線の運休等による観光客の減少、震災を契機とした解雇等による失業者の増加、農林水産品等の風評被害など間接被害も顕在化し、地域経済にダメージを与えています。
- これまで県では、地震発生と同時に災害対策本部を設置し、関係機関と連携して、応急対策、復旧対策に取り組んできました。そして、3月17日、総務部に生活再建・産業復興局を設置、4月1日には災害対策本部に加えて復興対策本部を設置し、災害からの復興に本格的に取り組み始めました。
- 「青森県復興プラン」(以下「プラン」という。)は、青森県基本計画未来への挑戦に基づき、震災により大きな被害を受けた本県が、「復旧から復興へ」と新たなステージに移行していくにあたっての方向性を示すとともに、今後の国の予算や制度設計に対する提言ともなるものであり、当面取り組む必要がある対策について、「生活再建」「産業復興」「インフラ復興」という3つの分野を中心に取りまとめたものです。

＜策定の視点＞

プランの策定に当たっては、以下の点を重視したところです。

- 単なる「復元」にとどまらない「創造的復興」
- 被災者の生活の再建
- 産業の復興
- 生活と産業を支えるインフラの復興
- 新しい県土づくりへの契機と、青森力の結集による東北全体の復興

2 被害状況

(1) 地震の概要

平成23年3月11日14時46分、三陸沖（牡鹿半島の東南東、約130km付近）、深さ約24km（暫定値）を震源とするマグニチュード9.0（暫定値）の地震が発生しました。この地震により、宮城県栗原市で最大震度7を観測したほか、宮城県、福島県、茨城県、栃木県の4県33市町村で震度6強を観測しました。

また、この地震により発生した大津波は、北海道、東北、関東にいたる太平洋沿岸の各地を襲い、特に三陸地方の各地は内陸部にまで津波が押し寄せ、まるごと津波に飲み込まれ、壊滅的な被害を受けた地域もあります。

本県でも、八戸市を始めとする6市町村で震度5強を観測したほか、県内63地点で震度4以上を観測するとともに、太平洋沿岸と日本海沿岸に津波警報（大津波）、陸奥湾に津波警報（津波）が発表され、本県を取り囲む沿岸地域全てに津波警報が発表される結果となりました。八戸の津波観測地点では、当初、津波の最大の高さ2.7m以上と発表されていましたが、その後、気象庁が観測点付近の津波の痕跡等から津波の高さを調査したところ、推定6.2mに達していたことが判明しました。

この地震・津波により、本県では3名の方が亡くなり、1名の方が依然行方不明となっているほか、住家の損壊、港湾・漁港などのインフラ施設や漁船、加工施設といった水産業関係を中心に大きな被害を受けました。

(2) 青森県内の被害状況等（平成23年5月2日現在）

①人的被害

- ・死者…3名（八戸市1、三沢市2）
- ・行方不明者…1名（八戸市1）
- ・負傷者…47名

②住家被害

- ・全壊…273棟
- ・半壊…987棟
- ・一部破損…74棟

③非住家被害

- ・全壊…422棟
- ・半壊…798棟

④最大避難人数…24,332人（3月12日）

⑤災害救助法適用市町村…八戸市、おいらせ町

(3) 被害金額

821.9億円(平成23年5月2日現在)

項目		被害額 (千円)	主な内訳
水産業関係	漁船関係	11,160,170	小型漁船：滅失263隻、破損299隻 大型漁船：滅失15隻、破損38隻
	水産関係	4,301,034	漁港関係施設、漁協関係施設(漁協事務所、荷捌施設、加工処理施設等)、種苗生産施設の滅失、破損
	海岸保全施設	150,000	決壊、後背地流失
	その他	414,714	漁具(滅失40件、破損330件)、養殖施設、養殖物被害等
農林畜産関係	農業用施設	212,600	水路のひび割れ、倒壊2件、管水路の漏水1件、水路法面崩壊14か所等
	農地・生産施設	265,603	水田の冠水、土砂流入等86.4ha、畑11.2ha、ビニールハウス191棟等
	畜産関係	522,142	養豚：豚舎全壊、肥育豚溺死(1,500頭)、養鶏(採卵鶏関係)：採卵鶏へい死及び淘汰処分(105,000羽)等
	農協施設	24,985	一部破損：10施設
	集落排水処理施設	14,000	2地区(冠水、破損)
	林業関係	2,515,950	倒木、県産原木の沖合流出、木材産業施設被害、防潮護岸工裏法、護岸工等損壊
商工業施設関係	商工施設	26,028,655	破損、床上・床下浸水：23市町村の施設
観光施設関係	観光施設	175,500	一部破損：5施設
公共土木施設関係	道路関係	26,000	県道八戸階上線、橋向五戸線の損壊等
	河川関係	826,000	馬淵川(国管理)、五戸川(県管理)等6河川の堤防法面損傷等
	海岸関係	670,000	市川海岸等4海岸の堤防裏法崩壊等
	港湾関係	31,347,000	八戸港北防波堤の倒壊、岸壁の損壊、荷揚げ施設の損壊等
	下水道関係	1,387,000	馬淵川流域下水道、八戸市公共下水道、おいらせ町流域関連公共下水道
	公園関係	210,000	12か所
工業用水関係	30,000	八戸工業用水道取水施設一部破損等	
廃棄物処理施設	廃棄物処理施設	1,400,000	冠水等：4施設
社会福祉施設	社会福祉施設関係	29,000	浸水による建物破壊：保育所3園
文教施設関係	市町村立学校施設	12,590	一部破損90校
	県立学校施設	114,326	一部破損31校
	私立学校施設	24,921	一部破損：幼稚園7園、高等学校4校、専修学校4校
	市町村立教育施設	284,842	一部破損39施設
	県立教育施設	11,177	一部破損3施設
	文化財	7,030	破損、土砂流出等13か所
公共施設等	公共施設	4,463	一部破損：県立三沢航空科学館
	庁舎関係	380	一部破損：県庁舎、合同庁舎
	文化施設	17,435	一部破損：3施設

3 復興に向けた主な取組

県では、地震発生と同時に災害対策本部（本部長：知事）を設置し、国、市町村、消防本部、自衛隊など関係機関と連携しながら、応急対策や復旧対策を実施してきました。また、被害の甚大な岩手県、宮城県、福島県への応援にも積極的に取り組んできました。

そして、これらの取組を迅速に行うため、専決処分等で生活再建・産業復興対策関連経費を予算計上してきました。

生活再建・産業復興対策関連経費の主な予算措置状況

- 1 平成22年度2月補正予算 5.6億円（3月14日議決）
（債務負担行為設定額 0.6億円）
 - ・被災者に対する支援物資の提供に要する経費
 - ・青森県特別保証融資制度の実施に要する経費 など
- 2 平成23年度当初予算 41.2億円（3月18日議決）
 - ・現年発生災害復旧費 ※被害状況調査後に補正予定
- 3 平成22年度補正予算（専決第2号） 1.7億円（3月23日専決）
（債務負担行為設定額 5.7億円）
 - ・災害弔慰金の支給に要する経費
 - ・県内外の被災地における災害救助活動に要する経費 など
- 4 平成23年度補正予算（専決第1号） 102.3億円（3月23日専決）
（債務負担行為設定額 2.0億円）
 - ・県内外の被災者に対する生活支援に要する経費
 - ・青森県特別保証融資制度の実施に要する経費
 - ・公共施設等の応急復旧に要する経費 など
- 5 平成23年度補正予算（専決第2号） 3.8億円（4月4日専決）
（債務負担行為設定額 16.3億円）
 - ・災害援護資金の貸付及び同資金の利子補給に要する経費
 - ・被災中小企業者及び農漁業者の早期の経営再建を図るための災害復旧資金の利子補給に要する経費 など

県ではこれまで、県民生活の一刻も早い復旧・復興をめざし、前例のない災害に機動的に対応していくため、様々な対策を臨機応変に実施してきたところであり、今後も引き続き柔軟に対応していくこととしています。

そして、平成23年度予算の執行にあたっては、復旧・復興にプラスとなるような施策や事業を優先させ、最小の費用で最大の効果を上げるよう取り組むとともに、予定されている施策・事業等について、重要性・緊急性を精査の上、必要な見直しを行うなど予算執行段階における経費節減や財源の確保に留意するほか、国に対しては、（仮称）災害復興交付金の創設や地方交付税の充実を始めとする適切な地方財政措置をしっかりと求めていきます。

4 当面の取組

このプランでは、本県の復興のための取組について、「当面の取組」と「中長期的な取組」という時間軸のうち、主に「当面の取組」について取りまとめることとしています。

「当面の取組」は、国、県、市町村を始めとする関係機関が連携し、本県の復興に向けて直ちに取組む必要がある対策や、国の平成23年度補正予算や平成24年度概算要求に向けて国に提案していく対策などを取りまとめたものです。

復興にあたっては、行政だけではなく、産・学・官・金融の関係機関がしっかりと連携し、そして県民一人ひとりが自分にできることは何かを考え、実行するというオール青森県の体制でこの難局に挑んでいく必要があります。

また、被災県でもある本県がいち早く立ち上がり、本格的な復興への第一歩を踏み出し、着実にその歩みを進めていくことが、東北の復興、日本の復興につながっていくものと考えます。

なお、「中長期的な取組」については、人口減少や少子化・高齢化の進行、グローバル化など大きな環境変化の中、昨年12月に県民が長年待ち望んだ東北新幹線の全線開業が実現し、「はやぶさ新時代」を迎えた本県が、この震災を乗り越え、県民誰もが輝いて生きられる、そして暮らしやすさが守られ、安んじて生きられる「生活創造社会」の実現に向けて、10年程度を見通しながら、創造的復興を見据えて検討していくこととしています。

～命と暮らしを守る～ <生活再建>

今回の震災では、多くの方々が津波により住居や仕事の基盤を失い、長期間にわたり不便な避難所生活を強いられています。本県が復興していくためには、まず、こうした被災者の方々が一日でも早く平時の生活を取り戻せるように支援をしていく必要があります。

特に生活再建に向けた当面の資金や応急住宅の確保、住宅再建の支援は早急に取り組まなければなりません。また、被災し職を失った方や間接被害により解雇された方々が、生活の糧を得て、経済的自立を図っていくための雇用の場を確保することも緊急の課題です。

県では、関係機関と連携し、被災者の方々の当面の生活資金の確保、住宅の確保、雇用の場の確保に重点的に取り組むとともに、生活再建に向けた各種取組や相談窓口のホームページへの掲載を始め、国や市町村とも連携しながら、きめ細かな情報提供を行い、被災者の方々の早期の生活再建をめざします。

1 当面の資金と住宅の確保

(1) 当面の生活資金の確保

○一時金の支給

項目	取組内容	予定等
義援金の早期配分	<p>県内被災者に対する生活支援として義援金を受け入れし、支給</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 3 月 15 日 健康福祉政策課に受付窓口を設置し、義援金の受入を開始 (平成 23 年 5 月 2 日現在 受入累計 6 億 101 万円) 平成 23 年 4 月 14 日 第 1 回義援金配分委員会を開催。県への義援金約 5 億 2 千万円と、日本赤十字社等から配分される義援金の一次配分を決定 <ul style="list-style-type: none"> 死者・行方不明者 100 万円 住宅全壊（全焼） 100 万円 住宅半壊（半焼） 50 万円 平成 23 年 4 月 20 日 一次配分について、関係市町に対し、次のとおり送金 <ul style="list-style-type: none"> 八戸市 6 億 7,500 万円 おいらせ町 5,000 万円 三沢市 2,100 万円 階上町 1,700 万円 	<ul style="list-style-type: none"> 国、県分の義援金については、各市町村において、4 月末から支給を開始 各市町に寄せられた義援金については、それぞれ配分委員会を設置し、配分対象、配分基準を決定して市町独自に支給 <p>被災者に対し、今後も早期に配分が行われるよう対応</p>

<p>災害弔慰金の支給</p>	<p>震災で死亡された方（本県の方が県外で死亡された場合を含む。）の遺族に対する弔慰金の支給</p> <p>生計維持者の方が死亡した場合 500 万円</p> <p>その他の方が死亡した場合 250 万円</p> <p>費用負担 国 1/2 県 1/4 市町村 1/4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 3 月 22 年度分支給手続終了 4 件 1,500 万円 ・平成 23 年 4 月 23 年度分現在手続中 平成 23 年 4 月 25 現在 7 件 2,750 万円 <p>支給内訳・県内で死亡された方 3 名 ・県外で死亡された方 8 名</p>	<p>制度の周知や相談体制の強化等により、対象となる方への確実な支給を実施</p>
-----------------	---	---

○生活資金の貸付

項目	取組内容	予定等
<p>災害援護資金貸付の無利子化</p>	<p>震災により負傷又は住居、家財に被害を受けた方への貸付</p> <p>貸付限度額 350 万円 償還期間 10 年 原資負担 国 2/3 県 1/3</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 4 月 4 日 同貸付金の原資に関する県負担分、及び据置期間終了後に必要な年 3% の利子負担を、県と市町村がそれぞれ 1/2 負担し、被災者の方の負担軽減を図るための利子補給費の予算を計上 ・平成 23 年 4 月 11 日 据置期間の延伸や償還金利の引き下げ等制度の見直しを要望 ・申請受付状況 平成 23 年 5 月 2 日現在 10 件 2,080 万円 	<p>制度の周知や相談体制の強化等により、引き続き、貸付を希望される方に対し確実に対応</p> <p>東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律が 5 月 2 日から施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・償還期間と据置期間 3 年間延長 ・利率の引き下げ 保証人なし 利率年 3%→年 1.5% 保証人あり→年 0% ・償還免除の拡大

生活福祉資金の貸付	<p>災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった方への緊急小口資金（貸付限度額 10 万円、被災者の状況により 20 万円まで増額可能）の貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 4 月 4 日 <p>同資金の貸付主体である社会福祉協議会の相談・貸付体制の強化を図るための補助金の予算を計上</p> <ul style="list-style-type: none"> 貸付決定状況 <p>平成 23 年 5 月 2 日現在 39 件 495 万円</p>	<p>制度の周知や相談体制の強化等により、引き続き、貸付を希望される方に対し、確実に対応</p>
母子福祉資金及び寡婦福祉資金貸付	<p>母子家庭や寡婦を対象とした、経済的な自立と生活の安定を図るための事業資金、修学資金、生活資金、住宅資金等の貸付</p> <ul style="list-style-type: none"> 被災者に対する据置期間の延長や、償還金の支払猶予などを実施 	<p>制度の周知や相談体制の強化等により、引き続き、貸付を希望される方や据置期間の延長等が必要な方に対し、確実に対応</p>

○租税の減免、徴収猶予等

項目	取組内容	予定等
<p>県税（個人事業税、不動産取得税、自動車税）の減免、県税の申告・納付等の期限延長</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 3 月 13 日 県税の減免について各地域県民局県税部へ通知 ・平成 23 年 3 月 25 日 納税証明書の証明手数料の減免について、各地域県民局県税部へ通知 県税に関する申告・納付等の期限について、別途告示で定める日まで延長 ・平成 23 年 3 月 31 日 八戸市、おいらせ町と連携し、避難所で周知活動を実施 ・平成 23 年 4 月 1 日 新聞広告による周知 ・平成 23 年 4 月 3、5、7 日 免税軽油の引取方法に関し、新聞広報等を実施 ・平成 23 年 4 月 14 日 免税軽油使用者証の交付手数料の不徴収について、各地域県民局県税部へ通知 ・平成 23 年 5 月 2 日 国税準拠税目（法人県民税・事業税など）以外の県税について、延長期間を 6 月 30 日とする旨を告示 	<p>新聞、ラジオ、ホームページ、市町村広報紙等を活用し、広く制度の周知を図っていくとともに、特例措置を的確に実施</p>
<p>地方税法の改正を踏まえた県税の特例措置</p>	<p>被災自動車に代わる自動車に係る自動車税・自動車取得税の非課税措置、被災不動産に代わる不動産に係る不動産取得税の課税標準の特例措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 4 月 20 日 特例措置（自動車取得税・自動車税）に関する事前広報を実施 ・平成 23 年 4 月 27 日 県税条例を専決処分により改正し、公布 	
<p>市町村税（個人市町村民税、固定資産税及び国民健康保険税等）の減免・徴収猶予等及び特別徴収から普通徴収への変更に対する配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 3 月 13 日 各市町村に対し、市町村民税の減免措置等に関し通知 ・平成 23 年 3 月 13 日～ 各市町村、関係団体等に対し、国民健康保険税の減免措置等及び公的年金からの特別徴収から普通徴収への変更に関し通知 	<p>被災者に係る市町村税の減免に関する調査等を行うとともに、法律改正等に留意しながら、必要な助言等を実施</p>

<p>保険料（国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料）の減免・徴収猶予等及び特別徴収から普通徴収への変更に対する配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 3 月 13 日～ 各市町村、関係団体等に対し、保険料の減免措置等及び公的年金からの特別徴収から普通徴収への変更に関し通知 ・平成 23 年 3 月 24 日 災害等による保険料減免に対する国支援の充実を要望 	<p>制度の周知や相談体制の強化等により、減免等の対象となる方に、確実に対応</p> <p>国に対し、支援策の充実について要望中</p>
<p>一部負担金（医療機関の窓口負担金、介護保険の利用者負担金、障害福祉サービス、自立支援医療等の利用者負担金）の減免・徴収猶予等への配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 3 月 12 日 市町村に対し、障害福祉サービス計画、自立支援医療等の利用者負担の減免・負担軽減に関し通知（事業者等へは県ホームページで周知） ・平成 23 年 3 月 13 日～ 市町村、関係団体等に対し、一部負担金、介護保険の利用料等の減免措置に関し通知（事業者等へは県ホームページで周知） ・平成 23 年 3 月 17 日 市町村、関係団体等に対し、介護保険の利用料等の徴収猶予等に関し通知（事業者等へは県ホームページで周知） ・平成 23 年 3 月 24 日～ 市町村、関係団体等に対し、一部負担金、介護保険の利用料等の減免、徴収猶予の対象者の範囲に関し通知（事業者等へは県ホームページで周知） 	<p>制度の周知や相談体制の強化等により、減免等の対象となる方に、確実に対応</p>
<p>被災者に係る手数料の不徴収及び権利利益の保全等の特別措置に関する条例</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 4 月 14 日 特別条例制定（専決処分） ・平成 23 年 3 月 11 日から平成 24 年 3 月 31 日までの申請等に係る手数料は徴収しない (徴収しない手数料の例) <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・流出、毀損等した運転免許証等の再交付、書換交付に係る手数料 ・被災自動車の買換えに必要な車庫証明に係る手数料 ・営業場所の移転に伴う営業の許可等に係る手数料 </div> <ul style="list-style-type: none"> ・行政上の権利利益に係る満了日を最長で平成 23 年 8 月 31 日まで延長 	<p>制度の周知や相談体制の強化等により、特別措置を確実に実施できる体制を構築</p>

	・期限内に履行されなかった行政上の義務の履行期限を平成23年6月30日まで猶予	
--	---	--

(2) 住宅確保の支援

○被災者生活再建支援金の支給

項目	取組内容	予定等
被災者生活再建支援法の適用、国への要望	<p>住宅の被害程度と再建方法に応じた支援金を被災者生活再建支援法人が給付 (費用負担 国 1/2 都道府県からの拠出金 1/2)</p> <p>平成23年3月13日 県内全域に同法を適用</p> <p>【国への要望】 平成23年3月24日 支援金の上乗せ、早期支給等柔軟な対応を要望</p> <p>【現行制度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎支援金 (被害程度による支給) : 全壊 100万円、大規模半壊 50万円 支給(複数世帯の場合) ・加算支援金 (再建方法に応じて支給) : 建設・購入 200万円、補修 100万円 支給(複数世帯の場合) 	国に引き続き要望
各市町村の窓口開設	<p>平成23年3月16日 八戸市(福祉政策課)</p> <p>平成23年3月18日 三沢市(生活安全課)</p> <p>平成23年3月22日 階上町(保健福祉課)</p> <p>平成23年3月31日 おいらせ町(介護福祉課)</p>	
支援金の支給申請受付状況(5月2日現在)	<p>八戸市 (全壊 96件、大規模半壊 32件、解体 1件)</p> <p>三沢市 (全壊 14件、大規模半壊 1件)</p> <p>おいらせ町 (全壊 14件、大規模半壊 8件)</p> <p>階上町 (全壊 10件、大規模半壊 2件、解体 1件)</p>	<p>4月28日、被災者生活再建支援法人から被災者への第1回目の支援金支給を実施</p> <p>引き続き速やかに申請を受け付けし、同法人へ送付</p>

○被災された方々に対する一時受入施設の提供

青森県旅館ホテル生活衛生同業組合の協力の下、137宿泊施設において、一泊5,250円の範囲で県が負担することにより、宿泊施設を自己負担なしで提供しています。

項目	取組内容	予定等
県内被災者の受入支援	震災により、避難所生活を余儀なくされている県内被災者の一時的な避難を支援 平成23年3月23日から 平成23年5月2日まで延べ13人受入	引き続き、制度の周知と速やかな受入を実施
県外被災者の受入支援	震災により、避難所生活を余儀なくされている県外被災者の、本県での一時避難を支援 平成23年3月26日から 受入期間 最大30日間(30泊) 平成23年4月18日 最大30日間を最大60日間に延長(60泊) 平成23年5月2日まで延べ224人受入	
県外被災者の短期受入支援	震災により、避難所生活を余儀なくされている県外被災者の、本県での短期受入を支援 平成23年4月30日から 受入期間 最大2日間(2泊) 平成23年5月2日まで延べ81人受入	
県外被災者に対する情報提供、相談支援	各地域県民局(地域支援チーム)と市町村が連携して県外被災者への情報提供や相談等に対応	引き続き支援を継続

○県内市町村と連携し、県営住宅、市町村営住宅、雇用促進住宅等を提供

被災者の応急的な住宅を速やかに提供するため、市町村と連携し、県内の公営住宅等の確保に努め、公営住宅等への入居の申し込みがあった被災者に対し、住宅を提供することができました。また、県外からの被災者に対しても情報提供を行い、平成23年5月2日現在154人の方々に住居を提供しているところです。公営住宅等への入居にあたっては、県営住宅、市町村営住宅、雇用促進住宅を2年間家賃無料としています。

なお、雇用促進住宅については、当初、提供期間が6か月だったものの、速やかに国に要望した結果、2年までの延長が実現しています。

項目	取組内容	予定等
県営住宅の提供 (平成23年5月2日現在)	32戸の住戸に入居決定済 45戸の空住戸を確保し、募集中	今後、主に県外からの被災者に提供
市町村営住宅の提供 (平成23年5月2日現在)	76戸の住戸に入居決定済 107戸の空住戸を確保し、募集中	
雇用促進住宅の提供 (平成23年5月2日現在)	八戸市、おいらせ町、弘前市で、82戸の住戸に入居決定済 172戸の空住戸を確保し、募集中	

○災害復興住宅融資の実施

独立行政法人住宅金融支援機構が、被災した住宅の復旧のための建設資金、購入資金又は補修資金を融資しています。

項目	取組内容	予定等
建設・購入資金、補修資金の融資実施	<ul style="list-style-type: none"> 平成23年3月14日から独立行政法人住宅金融支援機構が融資を実施 県並びに青森市、弘前市及び八戸市は、機構からの委託により現場審査を実施 建設・購入資金は、3年間の元金据置と返済期間の延長、補修資金は、1年間の元金据置が可能 	<ul style="list-style-type: none"> 申込者からの申請により現場審査を実施 国が第1次補正において、融資金利の引下げ、元金据置期間・返済期間の延長等に係る予算を計上

2 雇用対策の強化

(1) 雇用機会の創出

項目	取組内容	予定等
雇用創出関連の基金事業の活用による雇用機会の創出	平成 23 年 4 月 20 日 今年度実施する緊急雇用創出対策事業における震災の影響による離職者等の雇用機会の確保と前倒し執行について、庁内各部局及び市町村に対して依頼（今後、雇用予定のある事業数及び人数 361 事業、約 4,000 人）	緊急雇用創出対策事業の「震災対応分野」の活用により、引き続き、市町村と連携して被災失業者の雇用機会の創出を推進
	<p>【国への要望】</p> <p>平成 23 年 3 月 24 日 緊急雇用創出特例基金事業及びふるさと雇用再生特別対策基金事業の追加交付と要件緩和及び 24 年度以降の継続実施を要望</p> <p>平成 23 年 4 月 11 日 被災者や内定取消となった新規学卒者の受入れを促進するための雇用関連交付金の追加交付及び平成 24 年度以降の継続実施について要望</p> <p>平成 23 年 4 月 21 日 重点分野雇用創出事業の追加交付に係る本県への配慮について要望</p>	<p>平成 23 年 4 月 8 日 重点分野雇用創出事業に「震災対応分野」が追加されたほか、重点分野雇用創出事業及び緊急雇用創出事業での雇用期間の要件緩和を実施</p> <p>【概要】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・がれきや漂流物の仕分け・片付け支援を行う事業などの「震災対応分野」を追加 ・雇用期間の更新や既に通算 1 年間雇用されたことがある者の再雇用を可能 ・国が第 1 次補正において、重点分野雇用創造事業として 500 億円（全国）を追加交付 ・県も 5 月補正予算において、雇用基金の積み増し、基金を活用した県事業及び市町村補助事業（約 25 億円、新規雇用人数約 1,000 人）を提案予定
震災による離職者等を雇用する企業への金融支援	<p>平成 23 年 4 月 22 日 従来の雇用特別支援枠に加え、青森県未来への挑戦資金に「震災離職者雇用支援枠」を新たに創設</p> <p>【概要】</p> <p>①対象者：常用従業員として震災の影響による離職者等を 1 名以</p>	平成 24 年 3 月 30 日まで実施

	<p>上雇用する中小企業者</p> <p>②限度額：1億円</p> <p>③利率：0.8～1.0%</p> <p>④期間：運転10年以内 設備15年以内</p>	
<p>県発注公共工事における緊急雇用対策の実施</p>	<p>平成23年5月9日以降、県発注工事における総合評価競争入札及び工事成績評定の際に、被災者の雇用実績を評価することにより、工事請負者に対し、被災者の雇用を促し、被災者の生活再建を支援</p>	<p>工事請負者等に対する情報提供等の実施</p> <p>5月9日以降に入札公告した総合評価入札及び同日以降に完成した工事に適用</p>
<p>公共工事等の早期発注の促進</p>	<p>県発注公共工事等の平成23年度上半期発注計画の目標値を80.4%に設定</p>	<p>所定の発注率が確保できるよう施行を促進</p>

(2) 離職者等の職業能力開発の充実

項目	取組内容	予定等
<p>職業訓練コースの新設及び拡充</p>	<p>復旧事業において必要となる建設機械等の資格取得のための職業訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・八戸地域10名×2回 ・三沢地域10名×2回 	<p>平成23年5月中旬から実施</p>
	<p>OAビジネス等コースの募集定員を拡充して職業訓練を実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・青森地域20名 ・弘前地域20名 ・三沢地域20名 	<p>平成23年6月下旬から実施</p>

(3) 雇用維持対策の実施

項 目	取組内容	予定等
雇用調整助成金制度等の周知	平成 23 年 3 月 22 日 経営・金融及び雇用支援に関する相談窓口を開設	引き続き、青森労働局と連携して、随時実施
	平成 23 年 3 月 26 日、27 日、30 日、4 月 9 日に、特別相談会を実施（相談件数 222 件、うち雇用調整助成金関係 25 件）	
	<p>【国への要望】</p> <p>平成 23 年 3 月 24 日 雇用調整助成金等の支給割合等の拡充及び雇用保険の支給日数等の延長を要望</p> <p>平成 23 年 4 月 11 日 雇用調整助成金の支給割合の拡充及び認定要件の緩和、雇用保険失業給付に係る基本手当所定給付日数の延長等について要望</p> <p>平成 23 年 4 月 21 日 災害救助法適用地域以外の雇用調整助成金の適用について要望</p>	<p>平成 23 年 4 月 8 日 特例対象事業主の追加等を実施</p> <p>特例対象地域に所在する事業所等と一定規模以上の経済関係を有する事業所の事業主等も適用</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国が第 1 次補正において、これまでの支給日数にかかわらず特例対象期間（1 年間）中に開始した休業について、最大 300 日間に拡充 ・国が第 1 次補正において、震災により休業や離職を余儀なくされた人の雇用保険の基本手当の給付日数を、現行の個別延長給付（60 日分）に加えて、更に 60 日分を延長する特例措置を実施 <p>未対応項目について、引き続き北海道及び東北各県と連携して要望</p>

3 健康で安心して暮らせる生活環境の確保

(1) 健康と心のケアの支援

項目	取組内容	予定等
被災者の健康支援	<ul style="list-style-type: none"> ・八戸市、おいらせ町それぞれに保健師等3名によるチームを平成23年3月28日まで派遣し、健康調査等の相談に対応 [相談件数：666件、浸水住宅世帯訪問数：90件] 	平成23年4月以降、被災市町の保健師による健康面（心のケアを含む）・生活面の継続した支援を実施
被災者の心のケアの支援	<ul style="list-style-type: none"> ・精神科医師、保健師（看護師）、精神保健福祉士等による心のケアチームが平成23年3月14日から平成23年3月31日まで八戸市及びおいらせ町の避難所等を巡回し、心の健康相談に対応 [相談件数：276件] 	
県外被災者の健康支援	平成23年4月28日から各地域県民局単位で、県保健所と市町村の保健師が2名1組となり、避難先を毎戸訪問し、健康相談を実施	市町村と連携して引き続き健康支援を実施

(2) 児童生徒の就学支援

項目	取組内容	予定等
保護者の負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ・県立高校の入学料について、平成23年3月30日付けで関係規則を改正し、被災生徒の入学料を全額免除 ・私立高校等に対する授業料軽減事業における家計急変の要件を拡充し、被災生徒の授業料軽減額が最高額になる支援措置を講じることとして、平成23年4月7日付けで私立高校等に周知し、適切な対応を要請 	引き続き、被災者に対する情報提供に努めるとともに、各学校に対し、適切な対応を依頼 支援の財源となる基金の措置・充実について、国に対して引き続き要望
被災した児童生徒の心のケア	<ul style="list-style-type: none"> ・平成23年3月23日から震災に係るスクールカウンセラーを八戸市等に順次派遣 ・平成23年4月13日の市町村教育委員会教育長会議及び平成23年4月15日の県立学校長会議において協力依頼 ・また、不安を抱える避難生徒等が安心して学校生活を送れるよう4月15日付けで各県立学校等に通知 	引き続き、スクールカウンセラーの重点的な配置等による心のケアを実施

被災地域からの児童生徒に対する支援	<ul style="list-style-type: none"> 被災地域の児童生徒等の県内高校等への転入学について、手続の弾力化を行い、速やかに受入れる旨、平成23年3月24日付けで関係県教育委員会等に通知 <p>[他県からの受入児童生徒数：205名 (平成23年4月22日現在)]</p>	引き続き、被災者に対する情報提供に努めるとともに、各学校に対し、適切な対応を依頼
-------------------	---	--

(3) 県民の安全と環境の保全

項目	取組内容	予定等
被災したし尿処理施設の早期復旧・防災機能強化及びし尿等の処理等の支援	<ul style="list-style-type: none"> 被災した八戸地域広域市町村圏事務組合の2施設分のし尿について、平成23年4月1日から県馬淵川浄化センターにおいて処理を実施するとともに、周辺市町に処理を要請し、三沢浄化センター、六戸衛生センター等において処理を実施中 	引き続き、情報収集に努めながら、市町村に対する技術的支援、周辺市町村等に対する処理依頼、県下水処理施設での受入を実施 (施設の復旧については43ページを参照)
被災地における大気環境中のアスベスト濃度調査の実施	<ul style="list-style-type: none"> 県民等のアスベストによるばく露を防止することを目的に、平成23年3月28日に被災地周辺7地点において大気中のアスベスト濃度を調査し、平成23年3月31日に結果を公表(全ての地点で通常の濃度レベル) 4月14日及び4月22日に災害廃棄物仮置場周辺10地点において、大気中アスベスト濃度を調査し、4月28日に結果を公表(全ての地点で通常の濃度レベル) 	引き続き、災害廃棄物仮置場周辺等において、大気中アスベスト濃度調査を実施
環境放射線モニタリングの実施	<ul style="list-style-type: none"> 原子力施設周辺及び青森市、弘前市、八戸市(計22箇所)において空間放射線量率の測定等を実施するとともに、モニタリング強化のため、平成23年3月18日から、降水物、上水の調査を行い、測定結果を県民に毎日情報提供(いずれも健康への影響がないレベル) 	引き続きモニタリングを継続的に実施し、異常が認められた場合には、関係機関と連携し、迅速に対応

～あおもりの生業復興～ <産業復興>

今回の災害では、生産、加工、流通に至る水産業関係の施設全般、水田や畑、ビニールハウスなどの農地、生産施設など、本県の基幹産業である農林水産業に大きな被害がありました。食料自給率121%を誇る本県は、日本の食料を支える重要な地域です。東北の復興への貢献の視点からも、我が国の食料戦略基地としての価値をさらに高めていくため、足腰の強い、収益性の高い農林水産業の構築に取り組んでいく必要があります。

また、八戸市の臨海部等に集積している企業の工場施設や機械設備なども数多く被災し、地域の雇用や、本県そして我が国の経済に大きな影響を与えており、一日でも早い事業の再開が望まれるところです。

このため、産・学・官・金融の関係機関が連携し、「攻めの農林水産業」の基盤復興に取り組むとともに、企業活動の維持と早期復興をめざします。

加えて、過度の自粛ムードにより、直接被害だけではなく間接被害も深刻になってきています。こうした自粛ムードを払拭し、東北復興への気運を盛り上げていくためには、観光産業の活性化を図り、国内外からの誘客を促進し、青森そして東北の素晴らしさを広く、強く発信していくことが非常に重要です。

本県は、昨年12月に県民待望の東北新幹線全線開業が実現しました。被災した本県が、まずは青森デスティネーションキャンペーンについて、日本及び東北の元気回復に向けた取組の一環と位置付けて実施するなど、東北の元気を青森から全国に発信し、復興への起爆剤としていきます。



1 「攻めの農林水産業」の基盤復興

(1) 水産業の復興

項目	取組内容	予定等
<p>漁船等の確保</p> 	<p>被災漁船、定置網の取得の促進 漁船の新規建造や中古船、定置網の取得費について、2/3(国 1/3、県 1/3)の補助を検討</p>	<p>予定等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・漁船の共有化、経営の協業化を促進 ・国が第1次補正において、「共同利用漁船等復興支援対策事業」を創設 ・県も5月補正予算において、漁船等の取得支援を行う「未来を拓くあおり漁船漁業復興事業」(事業費80億円)を提案予定 ・引き続き、国の負担の増額・県の負担に対する財政支援等を要望
	<p>平成23年4月11日～ 八戸市の水産業の復旧・復興のために八戸市が設置した「はちのへ水産復興会議」と連携</p>	<p>漁船、魚市場機能、水産加工施設などの復旧対策や、将来的な復興ビジョンについて、連携しながら継続対応</p>
	<p>【国への要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年3月24日 漁船の新規建造への助成、漁船の代船を促すため、漁業構造改革総合対策事業の次期対策の早期実施と予算の大幅な拡充及び採択要件の緩和を要望 ・平成23年4月11日 水産業の両輪である漁業と流通・加工業者の一体的な再建に向け、国が総力を挙げて取り組むことを要望 ・平成23年4月21日 新規建造に対する補助率のかさ上げ等を要望 	<p>関係機関、団体と連携しながら、引き続き要望を実施</p>

<p>共同利用施設の復旧</p>	<p>平成 23 年 3 月 28 日 第 1 回応急工事協議を終了し、順次、 現地調査、応急工事協議を実施</p> <p>【国への要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 3 月 24 日 市町村が所有する共同施設も農林水産業共同利用施設災害復旧事業国庫補助の暫定措置に関する法律（暫定法）の対象に追加すること、被災施設の再整備の支援制度創設を要望 平成 23 年 4 月 11 日 水産業の両輪である漁業と流通・加工業者の一体的な再建に向け、国が総力を挙げて取り組むことを要望 	<p>平成 23 年 5 月 国庫補助事業による施設整備実施希望のとりまとめ 平成 23 年 6 月 災害査定 平成 23 年 8 月 復旧工事着手</p> <p>関係機関、団体と連携しながら、引き続き要望を実施</p>
<p>水産加工業者の加工施設の復旧</p>	<p>資金については、青森県経営安定化サポート資金に「災害復旧枠（無利子・保証料全額免除）」を新たに創設し、支援（27 ページ参照）</p> <p>【国への要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 3 月 24 日 水産加工施設の復旧への助成を要望 平成 23 年 4 月 11 日 水産業の両輪である漁業と流通・加工業者の一体的な再建に向け、国が総力を挙げて取り組むことを要望 水産加工業者の事業再開に向けた資金及び補助制度の充実を図ることを要望 	<p>関係機関、団体と連携しながら、引き続き要望を実施</p>



漁場環境・機能の復旧	平成 23 年 3 月 23 日 漁場の海底調査に係る経費について予算措置	<ul style="list-style-type: none"> ・国が第 1 次補正において、「漁場復旧対策事業」を創設 ・県では、5 月に「沿岸漁場緊急環境調査事業」により沿岸漁場の海底調査を実施 ・5 月補正予算において、漁業者等が漁場の漂流物やがれき等の撤去を行うための「沿岸漁業緊急機能回復事業」（緊急雇用創出事業）を提案予定 ・海底調査結果を受け、国庫事業を活用した沈没船等の撤去のための事業を提案予定
	平成 23 年 4 月 7 日 魚礁等の被害状況の聞き取り	<p>平成 23 年 5 月上旬 事前調査</p> <p>平成 23 年 5 月中旬 被害状況調査</p> <p>平成 23 年 6 月 災害査定</p> <p>平成 23 年 11 月 復旧工事着手</p>
	【国への要望】 ・平成 23 年 3 月 24 日 漁業活動の支障となる災害廃棄物の撤去経費への支援を要望	関係機関、団体と連携しながら、引き続き要望を実施
種苗生産施設の復旧	平成 23 年 3 月 23 日 県栽培漁業センターの復旧経費を予算措置	復旧工事を継続し、平成 23 年 7 月終了見込み

(2) 農林畜産業の復興

項目	取組内容	予定等
被災水田等の復旧	<p>平成 23 年 4 月 5 日 県の除塩対策会議の開催後、随時、塩害防止対策事業説明会や簡易土壌診断を実施</p> <p>平成 23 年 4 月下旬 石灰資材散布指導</p>	<p>平成 23 年 5 月上旬～中旬 除塩のための洗浄作業指導</p> <p>平成 23 年 5 月下旬 被災水路、農道の災害査定</p> <p>平成 23 年 5 月下旬 復旧工事着手（1 年以内）、土壌診断の実施</p> <p>平成 23 年 7 月 農業用機械などの施設等復旧</p>

	<p>【国への要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 3 月 24 日 被災農地の土砂や被災施設の撤去と除塩対策への支援を国に要望 平成 23 年 4 月 11 日 浸水した農地の排水、がれきや土砂の撤去、除塩対策及び農家の支援対策等、早急な復旧・復興に向けて、既存の枠を超えた強力な支援措置を講じるよう要望 	<ul style="list-style-type: none"> 国が第 1 次補正において、「農地・農業用施設災害復旧等事業」東 日本大震災農業生産対策交付金を創設 県も 5 月補正予算において、冠水した農地等の除塩事業の県代行実施を行う「被災農地緊急除塩事業」、塩害農地の総合土壌診断を行う「被災農地緊急土壌分析事業」及び農業機械リース等に対する支援を行う「被災園芸施設復旧等緊急支援事業」を提案予定
被災施設園芸産地の復旧	<p>平成 23 年 4 月 5 日 県の除塩対策会議の開催後、順次、塩害防止対策事業説明会を開催 平成 23 年 4 月 19、25 日 冠水ほ場の簡易土壌診断の実施</p>	<p>平成 23 年 5 月 除塩対策指導、下旬には土壌診断の実施 平成 23 年 7 月 施設等復旧予定</p>
	<p>【国への要望】</p> <p>平成 23 年 3 月 24 日 被災農地の土砂や被災施設の撤去と除塩対策への支援を要望</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国が第 1 次補正において、「東日本大震災農業生産対策交付金」を創設 県も 5 月補正予算において、塩害農地の総合土壌診断を行う「被災農地緊急土壌分析事業」及びハウス等復旧、園芸種苗等購入、農業機械リース等に対する支援を行う「被災園芸施設復旧等緊急支援事業」を提案予定
生乳・家畜飼料流通機能及び畜産施設等の復旧	<p>平成 23 年 3 月 14 日～31 日 県内乳業工場への燃料の優先配送について、燃料会社と調整 3 月 19 日～ 受け入れた生乳の全量を県内乳業工場と東北域内の乳業工場へ送乳 3 月 25 日には東北域外への送乳も可能となり、平常どおりの集乳・送乳体制に回復</p>	
	<p>平成 23 年 3 月 18 日 津波により豚舎が全壊し、肥育豚が溺死した養豚農家の被害状況を調査</p>	<p>平成 23 年 5 月 経営再建に向けた資金調達のための経営計画等の作成指導</p>

	<p>平成 23 年 3 月 15 日 配合飼料原料保管会社への早急な電力供給を電力会社に要請し、同日中に通電が回復。3 月 24 日からは 6 社の飼料メーカーすべてに主原料供給が再開</p>	
	<p>平成 23 年 3 月 19 日 家畜飼料供給逼迫不足の解消のため、飼料用米 1,042 トンの供給を農業団体へ要請し、家畜飼料の不足が緩和</p>	
	<p>【国への要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 3 月 24 日 家畜飼料の不足の解消のための配合飼料メーカーへの指導の強化、被災畜舎等の再建に必要な財政支援を国に要望 平成 23 年 4 月 11 日 飼料について安定した供給を支援することを国に要望 	<p>関係機関、団体と連携しながら、引き続き要望を実施</p>
<p>木材産業施設等の復旧</p>	<p>平成 23 年 3 月 16 日 被害状況調査 平成 23 年 4 月 4 日 被害状況調査、チップ製造業者と意見交換し、復旧・再建費用の支援要請あり 平成 23 年 4 月 7 日 製紙業、木材販売業者と意見交換し、復旧・再建費用の支援要請あり 平成 23 年 4 月 22 日 林業関係団体と意見交換し、原木流通コスト増への支援要請あり</p> <p>【国への要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 4 月 11 日 工場の早期復旧や木材の緊急的な流通対策など強力な支援措置を講じるよう要望 	<ul style="list-style-type: none"> 国が第 1 次補正において、「木材供給等緊急対策」を創設 県も 5 月補正予算において、被災地域以外の遠隔地の工場への輸送切替に伴う輸送コストに対する支援を行う「県産材供給等緊急対策事業」等を提案予定



水田（三沢市）



いちごハウス（おいらせ町）

豚舎（おいらせ町）



鶏舎（五戸町）

(3) 農林漁業者の経営再建

項目	取組内容	予定等
<p>農業・漁業近代化資金の充実・強化</p>	<p>【資金の概要】</p> <p>① 農業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 個人：1,800万円 法人：2億円 ・償還期間 資金、借受者区分により7年～15年 <p>② 漁業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付限度額 資金、借受者区分により1,800万円～1億8,000万円 ・償還期間 資金、借受者区分により5～20年 <p>平成23年4月4日 借入資金の無利子化への助成、債務保証料の全額助成に係る予算措置 平成23年4月11日 漁業協同組合、市町村、金融機関等への説明会開催</p>	<p>平成24年3月30日までに県の利子補給承認がなされたものに対し実施</p> <p>国が第1次補正において、被災漁業者を対象とした漁業近代化資金、日本政策金融公庫資金の貸付金利の無利子化を実施するための「漁業関係資金無利子化事業」を創設</p>
<p>農林漁業セーフティネット資金等日本政策金融公庫資金の充実・強化</p>	<p>【資金の概要】</p> <p>① 貸付限度額：600万円</p> <p>② 償還期間：10年</p> <p>平成23年4月4日 借入資金の無利子化への助成に係る予算措置 平成23年4月11日 漁業協同組合、市町村、金融機関等への説明会開催</p>	<p>平成24年3月30日までに日本政策金融公庫の貸付決定がなされたものに対し実施</p> <p>国が第1次補正において、日本政策金融公庫資金の無担保・無保証人での融資を実施するための「漁業関係公庫無担保無保証人事業」を創設</p>
<p>使用料及び手数料の減免</p>	<p>平成23年3月25日 漁船登録手数料や漁港施設占用料等の減免を実施</p>	<p>平成24年3月30日まで継続実施</p>
<p>被災農林水産漁業者のための相談窓口の設置</p>	<p>平成23年3月22日 地域県民局や青森県漁業協同組合連合会等に被災農林水産漁業者のための相談窓口を設置 〔相談件数 77件〕</p>	<p>関係機関と連携し、相談窓口を継続して設置</p>
<p>漁業構造改革の検討</p>	<p>漁船の共同利用やHACCP施設を活用した流通対策の強化など、新たな漁業の在り方について検討</p>	<p>平成23年度の早期に検討着手</p>
<p>漁業緊急保証対策事業の延長</p>	<p>【概要（現行）】</p> <p>① 1,250万円以下までは無担保・無保証人で資金を貸付</p> <p>② 1,250万円を超える貸付については、金額に応じて、担保あるいは担保、保証人が必要</p>	

	<p>【国への要望】 平成 23 年 3 月 24 日 漁業緊急保証対策事業の延長等資金融通対策の早期実施について要望</p>	<p>国が第 1 次補正において、漁業近代化資金の無担保・無保証人融資を実施するための「漁業者等緊急保証対策事業」を創設</p>
漁業者等の生活補償等	<p>【国への要望】 平成 23 年 4 月 11 日 就労が軌道に乗るまでの緊急雇用制度の拡充や雇用の場が確保されるまでの間の所得補償を実施するとともに、水産加工業者の事業再開に向けた資金及び補助制度の充実を図ることを要望</p>	<p>関係機関・団体と連携しながら、引き続き要望を実施</p>

2 企業活動の維持と早期復興

(1) 事業活動及び経営安定化の支援

項目	取組内容	予定等
金融支援の充実・強化	<p>平成 23 年 3 月 15 日 青森県経営安定化サポート資金に「災害復旧枠（無利子・保証料全額免除）」を新たに創設</p> <p>【概要】 ・対象者：事業用資産に被害を受けた中小企業者 ・限度額：1 億円 ・利率：無利子 ・保証料：全額免除 ・期間：10 年以内 (4 月 28 日現在、134 件、32.6 億円利用)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 平成 24 年 3 月 30 日まで実施 国が第 1 次補正において、「東日本大震災復興緊急保証」を従来の保証枠と別枠で創設 県も 5 月補正予算において、この措置に呼応し、現下の利用実績等も踏まえ、融資枠の拡大（40 億円→100 億円）、限度額の引上げ（1 億円→2.8 億円）、融資期間の延長（10 年（措置期間 2 年）→15 年（措置期間 3 年））を提案予定
	<p>平成 23 年 3 月 25 日 青森県経営安定化サポート資金に「中小企業経営安定枠」を新たに創設</p> <p>【概要】 ・対象者：間接被害により事業活動に影響を受けた中小企業者 ・限度額：4,000 万円 ・利率：1.0～1.5% ・期間：10 年以内 (4 月 28 日現在、192 件、30 億円利用)</p>	<p>平成 24 年 3 月 30 日まで実施</p>

	<p>【国への要望】 平成 23 年 3 月 24 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間接被害を対象とするセーフティネット保証 4 号の早期指定と企業認定基準の緩和等について要望 ・信用保証協会への保険てん補率かさ上げと収支補てんの基金造成等について要望 ・大企業、中堅企業及び中小企業が活用できる「危機対応業務」の大幅な融資限度額引き上げなど制度要件の拡充について要望 <p>平成 23 年 4 月 11 日 間接被害を含めた災害関係保証制度の経営安定関連保証との別枠化や特別な融資制度（無利子・利子補給）を創設、地元金融機関への資金支援など地域金融機能を確保するための総合的な金融支援措置を要望</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・4 月以降、セーフティネット保証 5 号において全業種指定など制度を拡充 ・国が第 1 次補正において、保険てん補率を 9 割に引き上げ ・国が第 1 次補正において、「危機対応融資制度」を拡充 <p>未対応項目について、引き続き北海道及び東北各県と連携して要望</p>
税制面、手数料等の支援	平成 23 年 3 月 30 日に、工業用水道料金の一部減免措置を実施	工場の操業再開まで実施
	八戸港の港湾施設使用料等の減免措置を実施	実施可能なものから順次実施予定
	<p>【国への要望】 平成 23 年 3 月 24 日</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人税・所得税の税率引き下げや、消費税を含む納税猶予措置の拡充等について要望 ・震災に伴う代替資産の取得・建設等の一括損金算入又は特別償却の実施など、災害復興に向けた投資への支援について要望 ・上記支援に伴う地方税減収への交付税等による国の財源措置の拡充について要望 	未対応項目について、引き続き北海道及び東北各県と連携して要望
各種相談業務の実施	平成 23 年 3 月 22 日から、県及び関係機関に、経営・金融及び雇用支援に関する相談業務を実施	引き続き、関係機関と連携して、随時実施
	平成 23 年 3 月 26 日、27 日、30 日、4 月 9 日に、特別相談会を実施（相談件数 222 件）	
	平成 23 年 4 月 8 日に、中小企業者等への専門家チームの派遣を開始	
	平成 23 年 4 月 11 日から 26 日まで、県内企業 300 社超の訪問による聞き取り調査を実施	今後、調査結果をもとに適切な対策を措置

(2) 企業の施設、設備の復旧対策

項目	取組内容	予定等
助成制度の創設	<p>【国への要望】</p> <p>平成 23 年 3 月 24 日 被災企業の工場等建物建設・修復及び機械設備の導入についての助成措置について要望</p> <p>平成 23 年 4 月 11 日 被災した工場や商店、旅館・ホテル等の産業施設（事業協同組合等の施設を含む。）への、激甚災害法適用の弾力的運用や、大型補助制度の創設などハード・ソフト両面にわたる総合的な支援措置について要望</p>	未対応項目について、引き続き北海道及び東北各県と連携して要望
金融支援の充実・強化	<p>平成 23 年 4 月 22 日 従来の雇用特別支援枠に加え、青森県未来への挑戦資金に「震災離職者雇用支援枠」を新たに創設</p> <p>【概要】</p> <p>①対象者：常用従業員として震災の影響による離職者等を 1 名以上雇用する中小企業者</p> <p>②限度額：1 億円</p> <p>③利 率：0.8～1.0%</p> <p>④期 間：運転 10 年以内 設備 15 年以内</p>	平成 24 年 3 月 30 日まで実施

3 「とことん元気な観光・輸出産業」の復興

(1) 誘客宣伝活動の充実・強化

東日本大震災の影響による東北新幹線の運休や自粛ムードの広がりなどを受け、県内の旅館、ホテルでは予約のキャンセルが相次ぎ、その結果、施設の休業や従業員の解雇を余儀なくされるなど、本県の観光産業は大きな打撃を受けています。

このため、県では、総合的な地域復興策として、観光産業の復興に向けて、東北新幹線の全線復旧を契機に、青森県から東北の素晴らしさを広く、強く発信し、日本及び東北の元気再生への一歩となるよう強力に取り組んでいきます。

項目	取組内容	予定等
強力な「青森の元気」情報発信と県内交流人口の拡大推進	平成23年4月23日から平成23年7月22日まで、青森デスティネーションキャンペーン「がんばろう日本！がんばろう東北！」を実施 <ul style="list-style-type: none"> 平成23年4月23日 青森デスティネーションキャンペーン開幕 平成23年4月29日 「東北復興プロジェクト in 弘前」の開催 平成23年5月1日 「がんばろう東北！あおもりアップルデー」(仙台市)の開催 	平成23年7月22日まで実施 <ul style="list-style-type: none"> 平成23年5月12日 「がんばろう東北！あおもりアップルナイター」(東京ドーム)の開催 平成23年6月11、12日 「SL津軽路号」運行
	平成23年4月から、県内観光地の「安全・安心・元気」な情報を観光ホームページ外国語版(英語、韓国語、中国語)により海外へ発信	引き続き実施
	平成23年4月から、「がんばろう東北！青森から東北の元気伝えます。」をキャッチフレーズに、復興に向けた県内の観光関連の元気な取組を「まるごと青森ブログ」、首都圏等のメディア関係者、インフルエンサーを通して情報発信	引き続き実施
	「日本の祭り in あおもり 2011」の開催を通じた「東北の元気」発信と復興を応援する取組の展開	平成23年9月開催予定
	県内留学生のブログを通じた安心・安全な県産品や風光明媚な観光名所等の母国への情報発信	平成23年9月から実施予定
「元気な東北」広域連携による誘客促進	平成23年4月28日から、東北各県の連携による「東北の元気」を国内外に発信する誘客プロモーションを展開(東北観光復興ポータルサイトの開設)	引き続き実施

北東北三県の連携による「北東北の元気」を全国に発信する誘客プロモーション等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ・県外における合同プロモーションの実施（平成 23 年 6 月実施予定） ・がんばろう東北！観光振興セミナーの開催（平成 23 年 9 月開催予定）
平成 23 年 7 月 28 日から平成 23 年 8 月 20 日まで、全国高等学校総合体育大会「2011 熱戦再来 北東北総体」を青森、岩手、秋田の北東北三県が共同で開催 ・平成 23 年 7 月 28 日 総合開会式 「マエダアリーナ」	平成 23 年 7 月 28 日から平成 23 年 8 月 20 日まで開催

(2) 海外との交流による復興の促進

東日本大震災における東京電力福島第一原子力発電所の事故の影響を受け、本県のみならず、全国的に農林水産物への風評被害や外国人旅行客の予約キャンセルなど、農林水産物の輸出や観光産業に深刻な影響が及んでいます。

このため、国においては、一刻も早く正確な情報の提供と科学的根拠に基づく安全性のPRを早急に実施すべきであるとともに、本県においても、これまで深めてきた各国との絆を生かした取組を実施し、観光・輸出産業の活性化を図っていきます。

項目	取組内容	予定等
海外との絆を生かしたインバウンドとビジネスの充実・強化による復興の促進	輸出品の安全性確保対策の実施 平成 23 年 3 月 15 日 台湾向けりんご選果こん包施設登録業者及び台北駐日経済文化代表処に対して、環境放射線モニタリング調査結果情報等の周知 平成 23 年 3 月 24 日 県内の生産・流通・販売・輸出関係団体及び県外の市場並びに小売関係団体に対して、環境放射線モニタリング調査結果情報を周知 平成 23 年 4 月 1 日～ EU向けの食品等について、EUの規則に則った農林水産省の通知に基づき、県が産地等の証明書を発行（ただし、水産品は水産庁で発行）	政府間の協議に基づき、シンガポール及び EFTA 加盟国（アイスランド、ノルウェー、スイス、リヒテンシュタイン）向けの食品について、県が産地等の証明書を発行（ただし、水産品は水産庁で発行） 今後、協議の整った国から順次、県が産地等の証明書を発行 ・県内企業の海外商談会や見本市等への参加支援 ・現地商談会の開催（シ

		<ul style="list-style-type: none"> ンガポール、ベトナム、中国) ・大連市のバイヤー招聘 ・中国大連市とのチャーター便の実施 ・中国のりんご等輸入商社招聘 ・日本のりんご等輸出商社との産地商談会の開催 ・県産品フェア等の実施(シンガポール、香港、中国)
	平成 23 年 4 月から、旅行エージェントやメディアとのネットワークを活用した、インバウンド客の早期回復に向けた取組を実施	<ul style="list-style-type: none"> ・旅行エージェント・メディア訪問(韓国、中国(上海、広州)、香港、台湾) ・旅行エージェント・メディア招聘(韓国、香港、中国(広州)、台湾) ・旅行エージェントへの広告助成(韓国、台湾)
	中国語版県産品ホームページを活用した、県産品の安全性と本県の復興状況に係る情報発信を実施	平成 23 年 9 月から実施予定

4 風評被害の防止

東京電力福島第一原子力発電所の事故発生を受け、本県を始め、近隣の多くの県民が不安を覚えるとともに、放射性物質の放出による影響が様々な観点から報告され、国内外にその不安が広がっています。

このため、国の責任において、放射性物質検査・監視体制の整備・強化や測定結果・評価結果の速やかな公表などを行うことにより、風評被害の防止に努めていく必要があります。

項目	取組内容	予定等
農林水産物及び県内企業製品の風評被害防止に向けた取組	<p>【国への要望】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 23 年 3 月 24 日 放射線測定等による安全性の証明、国内外への適切な情報提供を国が実施することを要望 ・平成 23 年 4 月 11 日 農林水産物、加工食品や工業製品、観光・サービス等に係る国内外に対する広範な風評の払拭について、国の責任において対応すること、併せ 	<ul style="list-style-type: none"> ・東京港などから海外に向けて出発する船の貨物について、平成 23 年 4 月 28 日から国が放射線量を測定し、証明書を発行 ・国及び原子力安全委員会が、平成 23 年 4 月中に大気中の放射線量の

	<p>て、輸出製品等に対する諸外国の規制措置への対応など取引の円滑化を図るため、国が責任を持って放射線検査体制を整えることを要望</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成 23 年 4 月 11 日 <p>食品の放射性物質検査・監視体制の整備・強化や測定結果・評価結果の速やかな公表について、国の責任において実施することを要望</p>	<p>分布や積算線量の推定マップを作成・公表するとともに、土壌や海洋の観測地点を増設</p> <ul style="list-style-type: none"> 国が第 1 次補正予算において、輸出に係る放射能測定機器整備等に対して補助、及び日本産食品の信頼回復を図るための情報を発信 国が第 1 次補正予算において、国が指定した検査機関が行う輸出品に係る放射線量検査の検査料を補助 今後とも、風評被害の防止に向けた取組を国に対して要望
--	---	--

～暮らしと生業を支える～ <インフラ復興>

今般の東日本大震災により、県民の生活・財産を守る海岸・河川堤防等の国土保全施設、物流・産業基盤である港湾施設（八戸港）、太平洋沿岸の各漁港施設等、本県の社会経済活動を支えるインフラ施設が津波により著しく損壊し、機能が失われました。

特に、八戸港は、岸壁の損壊、コンテナや車両等の海への流出、港湾用地への飛散、その他荷揚げ施設の損傷等により、港湾機能を喪失しました。また、八太郎北防波堤の損壊により港内の安全な航行や荷揚げ作業に大きな支障が生じる事態となっています。

県では、八戸港の施設機能の早期回復を図るため、震災直後から関係機関と連携し、海底の支障物の撤去等の応急復旧に全力を挙げ、平成23年3月27日から物資輸送船舶の接岸が再開され、生活関連物資や被災地への支援物資等の輸送機能が徐々に回復しています。

今後は、県民生活や産業復興を支える要として、また岩手県、宮城県等三陸沿岸被災地への物資輸送拠点として、東北全体の復興に最大限寄与するべく、八戸港の本格的な復旧に取り組みます。

同様に、国土保全施設（海岸・河川堤防等）や漁港施設、農地・農業用施設等についても、最低限の機能回復に向け既に応急復旧を順次進めており、今後は、国の災害査定後、本格的な復旧に着手する予定です。

県では、関係機関や各事業者の協力を得ながら、上記の主要なインフラ施設について、概ね2年以内の機能回復をめざし、総力を挙げて復旧工事に取り組みます。

次ページ以降、インフラ施設の被災状況、応急復旧と今後の取り組みについて下記の分野で記載します。

1. インフラ被災概況
 - (1) インフラ被災概況
 - (2) インフラ復旧概要
2. 分野毎復旧内容
 - (1) 国土保全基盤（海岸・河川施設）
 - (2) 物流・産業基盤（八戸港）
 - (3) 漁業基盤（漁港施設）
 - (4) 農業基盤（農地・農業用施設）
 - (5) その他インフラ施設

1. インフラ被災概況

(1) インフラ被災概況



(2) インフラ復旧概要

国土保全基盤（海岸・河川施設）

○これまでの主な取組（応急復旧）

- ・平成23年3月28日から、津波により決壊した五戸川堤防（一部区間）の復旧を実施（平成23年4月6日完了）。

○当面の取組

- ・今後の波浪、高潮、洪水に対応するため、速やかに被災施設の復旧に着手。

物流・産業基盤（八戸港）

○これまでの主な取組（応急復旧）

- ・平成23年3月14日から、廃木材、車両等のがれきを撤去し、平成23年3月18日に交通網を確保。
- ・平成23年3月16日から、海上保安庁、海上自衛隊、国土交通省、青森県が連携して、船舶の航行確保に向けた水深、海底支障物の調査を開始。
- ・平成23年3月23日から、海底車両、小型船、コンテナ等の支障物撤去を開始。

○機能の回復

- ・平成23年3月27日には、復旧後第一号として、LNG船が接岸し、ライフライン復旧に向けた物資輸送がスタート。
- ・平成23年3月27日には、日本経団連の救援物資輸送船が接岸。岩手県、宮城県等被災地への物資輸送がスタート。
- ・平成23年4月23日には、コンテナクレーンの応急復旧が完了し、コンテナ輸送が再開。

○当面の取組

- ・物流機能回復をめざし、被災施設の復旧工事、航路の水深確保に着手。

漁業基盤（漁港施設）

○これまでの主な取組（応急復旧）

- ・平成23年3月24日に、各漁港における主要道路、用地の漂着物撤去完了。
- ・平成23年3月24日から、泊地・航路内の埋塞状況調査と撤去作業を並行して実施中。

○機能の回復

- ・平成23年4月1日、八戸漁港小中野地区の泊地の水深-5.0mを確保。陸揚可能な状態に回復。

○当面の取組

- ・漁業活動の再開に向けて、航路・泊地、陸揚施設等の復旧に着手。

農業基盤（農地・農業用施設）

○これまでの主な取組（応急復旧）

- ・平成23年4月22日より、水田の土砂排除を実施。

○当面の取組

- ・一部農地について、今期作付けに間に合うよう土砂排除、除塩対策に着手。

2. 分野毎復旧内容

(1) 国土保全基盤（海岸・河川施設）

住宅、農地、道路等を飛砂や風害、潮害から守る海岸防災林や海岸堤防、突堤等の海岸施設は、津波（百石海岸では津波痕跡高8.3m）により決壊、損壊等の大きな被害を受けました。また、津波は川を遡上し、河川堤防も決壊・損壊の被害を受けました。

これらの海岸施設、河川施設は、県民の生命・財産を守るだけでなく、国土の侵食等を守る重要な施設です。今後、国による災害査定後、速やかに工事に着手し、概ね2年以内に主要な施設の復旧をめざします。

今後、国における指針、設計基準等の見直しを踏まえ、津波による被害軽減のための対策を実施していきます。



三沢海岸 防潮護岸裏法の損壊



市川海岸 保安林の倒木



三沢海岸 防潮護岸裏法の損壊



百石海岸 突堤被覆ブロック飛散



百石海岸 二の川防潮水門損壊



五戸川 堤防決壊



当面の取組

項目	取組内容	予定等
海岸施設の復旧 三沢海岸 百石海岸 横道海岸 市川海岸	・海岸堤防等損壊箇所の復旧 八戸市 L=680m 三沢市 L=1,430m おいらせ町 L=3,260m	国土交通省所管分 災害査定(平成23年5月下旬)後、工事着手 農林水産省所管分 災害査定(平成23年6月末予定)後、工事着手
	・防潮水門損壊の復旧 おいらせ町 2基	
	・突堤損壊箇所の復旧 三沢市 2基、おいらせ町 4基	
	・離岸堤損壊箇所の復旧 八戸市 10基	
	・人工砂丘(砂の飛散防止、防災林保護)の決壊、 損壊箇所の復旧 三沢市 決壊 L=2,730m 損壊 L=2,800m	
河川施設の復旧	・馬淵川(国管理河川)の被災堤防等の復旧 八戸市 L=2,200m	災害査定後、工事着手
	・五戸川他3河川(県管理河川)等の被災堤防等の復旧 八戸市他 L=810m	災害査定(平成23年5月下旬)後、工事着手
	・三沢川(市管理河川)の被災護岸等の復旧 三沢市 L=200m	国の補助事業の活用を検討
	・上流に流された座礁漁船の撤去	平成23年5月を目途に完了
環境利便施設の復旧	・名勝・県立自然公園種差海岸の被災箇所(白浜海岸公衆トイレや遊歩道等)及び河川公園遊歩道等の復旧	平成23年度内を目途に完了

(2) 物流・産業基盤 (八戸港)

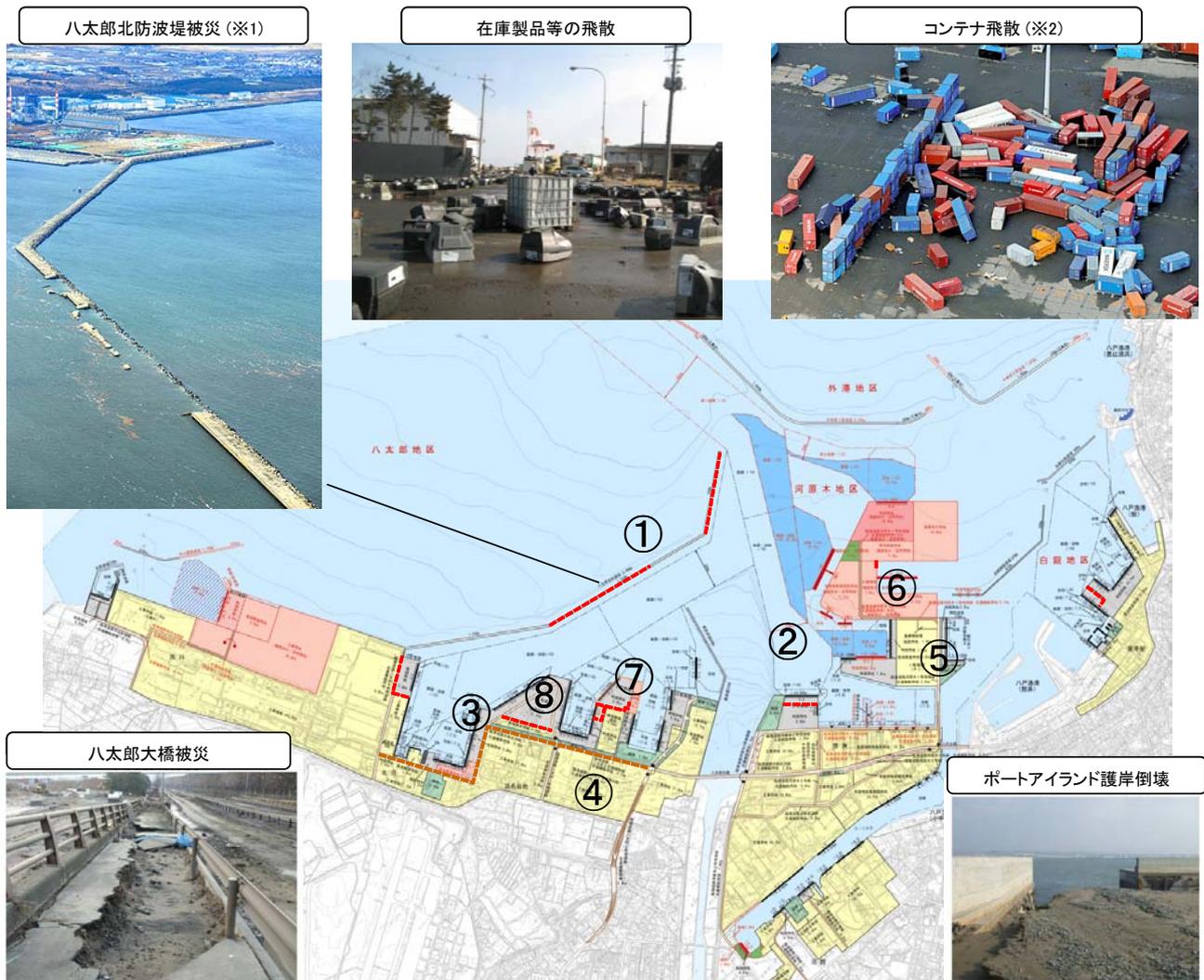
北東北の物流拠点である八戸港は、防波堤の倒壊、岸壁の損壊、荷揚げ施設の損壊をはじめ、一帯にコンテナや車両等が飛散するなど、震災後は港湾機能の喪失に陥りました。

県では、被災直後から関係機関と連携して応急復旧に取り組み、平成23年3月末から一部岸壁の船舶接岸が可能となり、物流機能が徐々に回復しつつあります。更なる物流機能回復のため、コンテナ、石油等の住民生活、産業復興に重要な役割を担う施設について、引き続き応急復旧を実施し、平成23年度内に応急復旧の完了をめざします。

また、本復旧に向けては、国による災害査定後、速やかに工事を実施し、物流に係る施設は概ね2年以内、全ての被災施設を3年以内に復旧することをめざします。

今後、国における指針、設計基準等の見直しを踏まえ、津波による被害軽減のための対策を実施していきます。

八戸港の被災状況



海底支障物撤去
航路の確保(※3)



応急的な道路(車線)確保



復旧後第1号 LNG船の接岸(※4)
平成23年3月27日



瓦礫撤去 仮置場



定期航路(コンテナ)船の再開
平成23年 4月23日



当面の取組

項目	取組内容	予定等
①港内静穏度の復旧	北防波堤の復旧、及び静穏度向上のための 応急復旧工事の実施	国の一次調査(平成23年5月) 後、工事实施
	中央第一、第二防波堤の復旧	国の二次調査以降工事着手
②航路・泊地の復旧	河原木地区航路・泊地(-14m)の復旧	国の二次調査以降工事着手
	八太郎地区泊地(-7.5m)外5箇所の復旧	平成23年5月着手予定
③係留施設の復旧	八太郎D岸壁外5箇所の復旧	災害査定(平成23年6月)後、 工事着手
④臨港交通施設の復旧	八太郎地区白銀北沼線照明柱外4箇所の復旧	災害査定(平成23年6月)後、 工事着手
⑤港湾環境整備施設の復旧	八太郎地区緑地外4箇所の復旧	災害査定(平成23年6月)後、 工事着手
⑥廃棄物埋立護岸の復旧	河原木地区廃棄物埋立護岸の復旧	仮工事：平成23年5月着手予定 本工事：災害査定後、工事着手
⑦港湾機能施設等 (公営企業債充当) の復旧	八太郎地区2号埠頭における荷役機械及び その附帯施設の復旧	仮復旧：平成23年4月を目途 に完了 本復旧：平成23年6月着手予定
	八太郎地区D、E岸壁ふ頭用地 外4箇所の復旧	平成23年6月着手予定
⑧国際港湾施設保安 設備の復旧	八太郎地区1号埠頭保安設備(フェンス、 センサー等)外6箇所の復旧	平成23年5月着手予定

※1 東奥日報社提供(H23.3.14), ※2 東奥日報社提供(H23.3.12web 東奥)

※3 デーリー東北新聞社提供(H23.3.26), ※4 デーリー東北新聞社提供(H23.3.28)

(3) 漁業基盤（漁港施設）



今回の津波により、青森県内では太平洋沿岸から下北半島の広い範囲で計18漁港が施設被害を受けました。

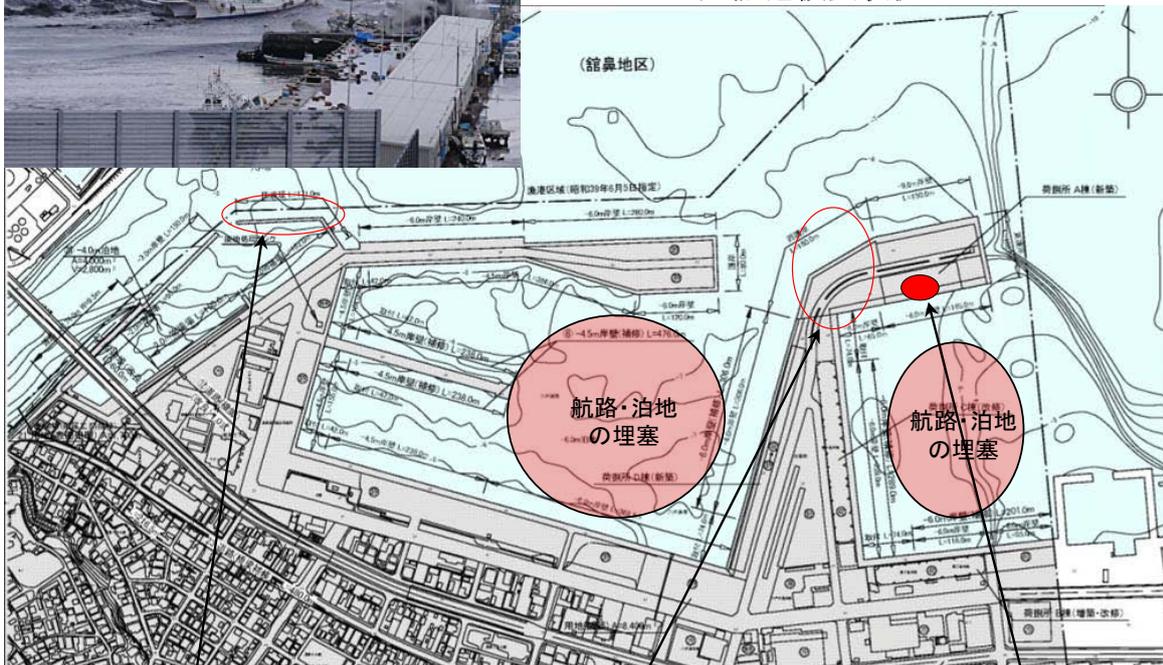
特に被害の大きかった八戸市、三沢市の漁港については、応急復旧として、航路、泊地内に沈んでいる漁船、車、がれき等障害物の撤去を進め、漁船が出入りできるような漁港機能の暫定回復を図りました。

今後は、倒壊した防波堤や破損した岸壁などの本格復旧に向け、国の災害査定を経て、速やかに工事に着手し、概ね2年以内に主要な施設の復旧をめざします。

また、災害に強い漁港整備のあり方等について、関係機関と検討を重ね、今後の漁港整備に反映させていきます。



八戸漁港被災状況



防波堤の転倒



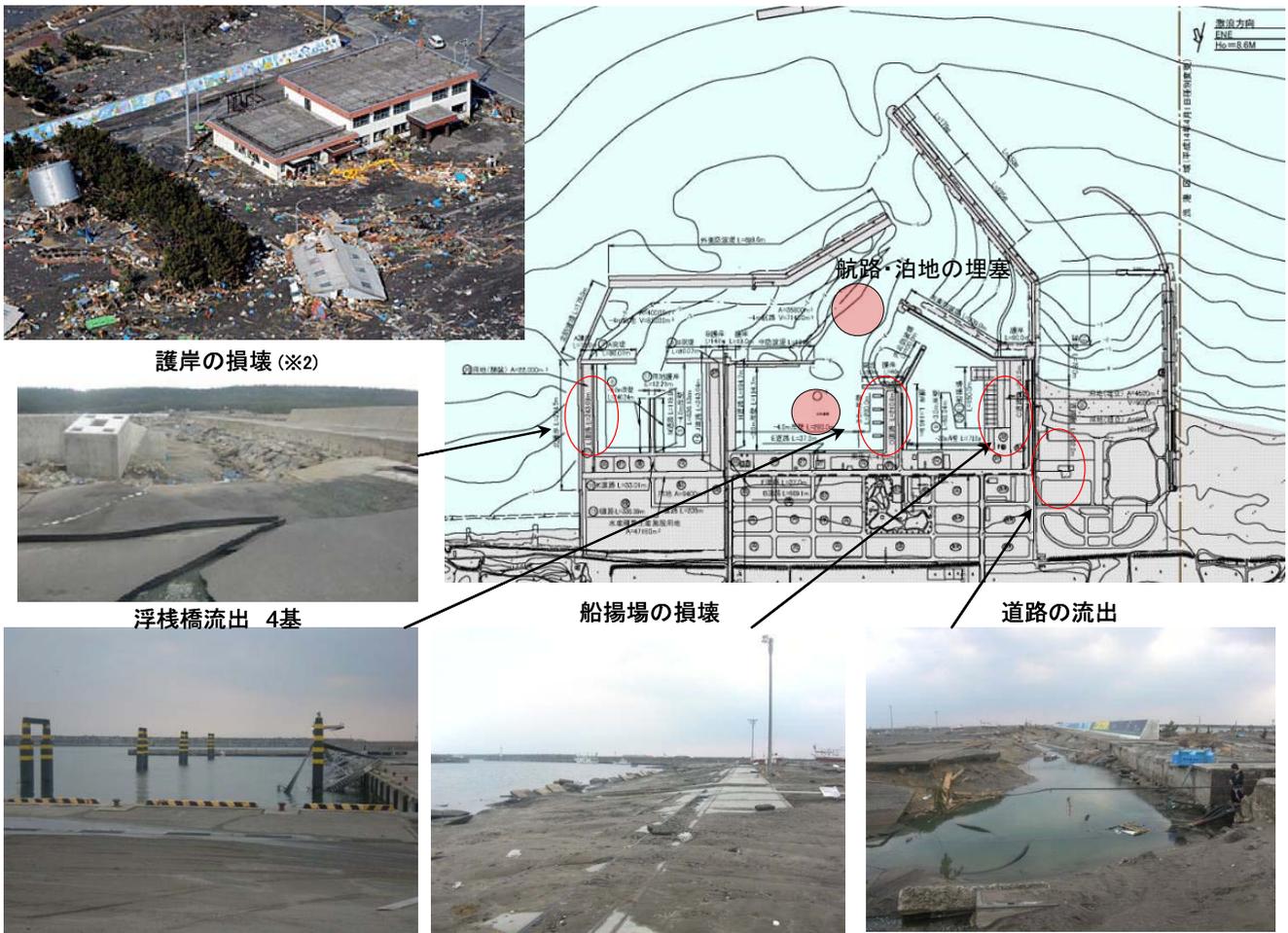
道路の破損



岸壁の破損



三沢漁港被災状況



当面の取組

項目	取組内容	予定等
航路・泊地の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 漁船の出入港の安全確保のための航路・泊地の支障物撤去 八戸漁港、三沢漁港等 	平成 23 年 4 月着手
係留施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 水産物の陸揚げのための岸壁、物揚場、船揚場の復旧 八戸漁港、三沢漁港等 	災害査定(平成 23 年 6 月)後、工事着手 ※三沢漁港 夏イカ漁に合わせ、浮棧橋は平成 23 年 5 月工事着手、8 月を目途に完了
外かく施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 港内静穏度のための防波堤復旧、波浪からの漁港用地保護のための護岸復旧 八戸漁港、三沢漁港、関根漁港等 	災害査定(平成 23 年 6 月)後、工事着手
漁港道路の復旧	<ul style="list-style-type: none"> アクセス機能確保のための舗装復旧等 	災害査定(平成 23 年 6 月)後、工事着手
漁業環境施設 海岸環境施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 漁港内緑地広場、トイレや休憩施設の復旧 	災害査定(平成 23 年 6 月)後、工事着手
漁業集落排水処理施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> 排水処理施設、中継マンホールポンプ復旧 階上町(大蛇漁港) 	平成 23 年 5 月着手

※1 東奥日報社提供(H23.3.11web 東奥) , ※2 東奥日報社提供(H23.3.13)

(4) 農業基盤（農地・農業用施設）

地震による激しい揺れにより、県内の農地や農業用施設等は、八戸市から深浦町の広い範囲で被害を受けました。特に、津波による冠水や土砂流入のあった農地のうち、水田やいちごなど転作作物で農家の作付け作業が可能な農地については、応急工事により田植え時期（平成23年5月中旬）までに土砂の排除、入れ替え、塩害防止対策を応急的に実施します。今後、それ以外の農地や農業用施設については、国による災害査定後、速やかに工事に着手するとともに、除塩事業を実施し、概ね1年以内に復旧完了をめざします。

農地・農業用施設被災状況



当面の取組

項目	取組内容	予定等
農地の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急工事によるゴミ、土砂等の排除（おいらせ町 7.1ha） ・ 塩害防止対策（おいらせ町 28.7ha） ・ 災害復旧事業（八戸市、おいらせ町、十和田市） ・ 除塩事業（八戸市、おいらせ町） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 応急工事を平成23年4月下旬から実施 ・ 石灰の施用を平成23年4月下旬から実施 ・ 災害査定（平成23年5月下旬）後、工事着手 ・ 国の第1次補正において、除塩事業に係る予算を計上 ・ 県も平成23年5月補正予算において、除塩事業に係る予算を提案予定
農業用施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 排水路等の復旧 三沢市 9箇所 ・ 水路、農道の復旧 おいらせ町 8箇所、中泊町 1箇所 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害査定（平成23年5月下旬）後、工事着手 ・ 用水確保が必要な地区は、応急工事を平成23年4月中旬から実施
集落排水施設の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 操作基盤の復旧 三沢市 1箇所 ・ 破損施設の復旧 おいらせ町 1箇所 	災害査定（平成23年5月下旬）後、工事着手 ※おいらせ町は町単独費で平成23年5月工事着手
農地海岸の復旧	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農地海岸保全施設の復旧 深浦町 L=90m 	災害査定（平成23年5月下旬）後、工事着手

(5) その他インフラ施設

今回の地震と津波により、道路、下水道施設及び学校なども被害を受けました。このうち、信号機等の交通安全施設については平成23年7月を目途に、道路については平成23年10月を目途に被災箇所の復旧を完了します。工業用水道施設は、給水先工場に支障がないように平成23年5月の復旧をめざします。また、し尿処理施設や下水道施設の環境施設は、速やかに復旧工事に着手します。学校や保育所などの教育・福祉施設については、教育活動に支障がないよう復旧及び復旧支援を実施し、概ね年度内の完了をめざします。

(道路・交通安全施設) 当面の取組

項目	取組内容	予定等
道路の復旧	道路被災箇所の復旧	平成23年10月を目途に完了
交通安全施設の復旧整備	津波等により損壊・故障した信号機、道路標識等の復旧整備	平成23年7月を目途に完了

(水道・環境施設)

項目	取組内容	予定等
工業用水道施設の復旧	八戸工業用水道の送水管漏水箇所の復旧	工事着手済。平成23年5月を目途に完了
馬淵川流域下水道の復旧	八戸汚水中継ポンプ場の復旧	平成24年12月を目途に完了
し尿処理施設の復旧	・事業主体の八戸地域広域市町村圏事務組合に対し、復旧までの間、処理先の確保・調整を支援 ・防災機能を強化した復旧工事の国庫補助を国へ要望	平成23年6月から工事着手予定

(教育・福祉施設)

項目	取組内容	予定等
県立教育施設の復旧	地震や津波により破損・故障した県立学校等の施設・設備等の整備（八戸水産高校等）	平成23年8月を目途に完了
市町村立教育施設の復旧支援	災害復旧事業の国庫補助申請等に係る市町村への助言・支援	平成23年5月以降、適宜実施
私立学校施設の復旧支援	災害復旧事業の国庫補助申請等に係る私立学校設置者への助言・支援	平成23年5月以降、適宜実施
社会福祉施設等の復旧支援	県、国が被災した社会福祉施設等の復旧に要する費用を補助	平成23年5月以降に国の承認を得て着手予定



天井パネルが落下した八戸市立白銀中学校



津波より被災した八戸汚水中継ポンプ場

＜支障物・がれきの撤去＞

東日本大震災では、津波により数多くの住家などが破壊され、大量の支障物・がれきが残されました。生活、産業、インフラの復興のためには、こうした支障物・廃棄物を早急に撤去していく必要があります。

県内で発生した災害廃棄物は、平成23年4月21日現在、約16万1千トン(推計値)です。これは、平成21年度の県内の一般廃棄物処理量(約52万6千トン)の約31%にあたります。

災害廃棄物の撤去(仮置場への集積)は、平成23年6月末頃を目途に終了できる見込みですが、その後の処理には1年以上を要する見込みです。現在、被災地からの撤去を優先的に進めるため、仮置場の確保に努め、その後、広域的かつ迅速な処理を行うこととしています。

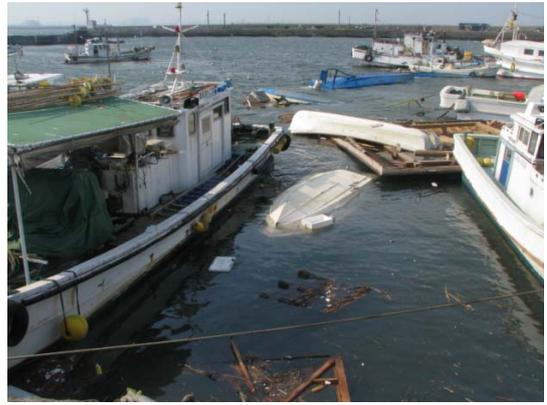
(1) これまでの主な取組(廃棄物の撤去)

項目	取組内容	予定等
道路	県道、市町村道、臨港道路のがれき・車両の撤去	平成23年5月末を目途に完了予定
港湾	流出コンテナ・沈船等の支障物の位置把握・撤去	平成23年5月末を目途に完了予定
	がれき・支障物の処理、仮置場等の確保	平成23年3月着手
漁港	漁港に沈んでいる漁船や車両の位置把握・撤去	平成23年5月末を目途に完了予定
	漁港に漂流・漂着した廃棄物の撤去	平成23年6月末を目途に完了予定
河川施設	河川内の沈船等の支障物撤去	平成23年5月末を目途に完了予定
住宅関係	被災した家財等の収集	家財等は平成23年4月で9割程度終了 家屋の解体は平成23年4月着手
企業関係	事業所の災害廃棄物の収集	平成23年4月着手
流木	沖合に流出した県産原木(600 m ³)の回収	事業者により回収済み(平成23年3月末)

(2) 当面の取組(廃棄物の処理)

項目	取組内容	予定等
災害廃棄物の速やかな撤去及び処分	災害廃棄物の処理費用の確保 国庫補助対象とならない可能性のある廃棄物の処理対策	随時環境省へ要望、照会し情報提供
	災害廃棄物の速やかな移動 ・収集運搬機材の確保と市町村ニーズの調整 ・仮置場の確保 ・仮置場周辺の環境等への影響が出ないように指導、助言	平成23年4月着手
	集積後の廃棄物の適正かつ迅速な処理のための受入可能施設調整 ・県内の他一般廃棄物処理施設での処理促進 ・産業廃棄物処理施設での処理促進	平成23年4月着手
制度・財源要望	災害廃棄物の処理を行う一般廃棄物処理施設の許可手続きの簡略化が必要	平成23年4月16日環境省へ要望
	廃棄物処理に係る財政支援が必要	平成23年4月16日環境省へ要望

被災直後の支障物・がれき飛散状況



支障物・がれき撤去状況



5 東北復興への貢献

東日本大震災により、岩手県、宮城県、福島県は大変な被害を受けました。3県で1万5千人近くの方々がお亡くなりになり、1万人以上の方々が行方不明となっています。また、およそ16万人以上の方々が依然として不便な避難所等での生活を送っています。

日本有数の漁場である三陸海岸の漁港はことごとく津波に流され、基幹産業である漁業が壊滅的な被害を受けるとともに、東京電力福島第一原子力発電所の事故による農作物や水産物への影響が懸念されるなど、経済面でも大きな打撃となっています。

本県は県南地方で水産業を中心に大きな被害を受けた一方、直接的な被害を受けていない地域もあり、食料の提供や人員の派遣、避難者の受入など様々な分野で、岩手県、宮城県、福島県への応援を行ってきました。

さらに、各県と連携を取りながら、復旧・復興に向けた課題について、いち早く国に提案・要望を行ってきたところであり、本県が復興を早めることが他県の復興への近道ともなります。

今後は、被災県のニーズに応じた人的支援や物資の支援はもちろんのこと、八戸港の早期復旧による三陸沿岸地域の復興に向けた物流面での貢献や隣県にまたがる交通ネットワークの整備、青森デスティネーションキャンペーンの実施を始めとする観光や物産等の重点的な取組による復興の気運醸成など、本県ならではの役割は何かを考え、その役割を果たしていくことが、東北の本格的な復興につながっていくものと考えます。

個々の地域、個々の県が独力でこの苦境から立ち直るのはたやすいことではありません。今こそ東北が一体となり、国そして全国の皆さんと力を合わせ、日本全体で東北の復興に力を注いでいかなければなりません。

本県は、東北地方の一員として、我が東北の復興、東北の未来への希望に貢献するための取組を全力で進めます。

<これまでの県の支援状況>

○青森県ホームページ

- ・青森県から被災県（岩手県、宮城県及び福島県）への支援の状況について

http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/shobo/sien_hyoudai.html

- ・県外からの避難者受入について

<http://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/soumu/seikatsusaiken/kengaihinan.html>

6 国への提案・要望

歴史的な大災害となった今般の東日本大震災は、財政基盤の脆弱な地域に大きな被害を与えました。ここから被災地が復興していくためには、今までの仕組みや常識にとらわれない、財政面や制度面での国の全面的なバックアップが不可欠です。

そして、単なる「復元」とどまらない「創造的復興」を実現していくためには、県と市町村が一体となり、地域の力、地域の知恵を引き出し、地域の自主的・主体的な取組によって進められるべきと考えます。

また、市町村における災害復旧・復興への取組が円滑に進められるよう、被災市町村に対する財政支援に力を注いでいく必要があります。

そのため、震災直後から本県は、機会あるごとに国に対し、復旧・復興に向けた提案・要望を行ってきたところであり、今後とも必要な提案・要望を行っていくこととしています。

(1) 全体

○（仮称）災害復興交付金の創設

縦割りではなく、地域の被害状況に即した復興対策を進めるための新たな交付金制度の創設

○復興対策に係る地方自治体への財政支援の強化

災害復旧に要する地方負担に対する地方交付税措置、地方交付税の繰上交付、災害復旧事業債の所要枠確保、歳入欠かん債等災害対策債の発行可能年度拡充など

○がれき等災害廃棄物の撤去・処理に係る経費への支援

市街地、道路、漁場、農地、港湾等における災害廃棄物の撤去・処理に係る経費への支援

○エネルギーの多様化による電力需給の安定

- ・計画停電をできるだけ回避するための方策の検討及びやむを得ず実施する場合における住民生活、企業活動等への最大限の配慮
- ・住民生活や地域医療、企業活動に支障を与えないようにするため、LNG火力発電所の建設推進などエネルギーの多様化による安定的な電力供給対策の実施

(2) 生活再建

○住宅再建の支援

- ・被災者生活再建支援制度の支援金に係る助成の上乗せ、国の負担割合の引き上げ及び支援金の迅速な支給
- ・住宅ローンの返済猶予等被災者の生活再建に係る金融機関の柔軟な対応の促進

○防災集団移転促進事業の採択要件の緩和等

同事業について、移転先の住宅団地の最低規模を現行の10戸以上から5戸以上に緩和するなど平成16年新潟県中越地震による災害の特例と同様の措置の実

施

- 災害救助法の弾力的な運用
災害救助の範囲、対象経費などについて、被災地の実態に即した運用の弾力化を図ること
- 災害援護資金制度の見直し
据置期間の延伸や償還金利の引下げなど被災者が利用しやすくなるような制度の見直し
- 緊急雇用対策の充実強化による雇用の維持・創出
雇用関連交付金の更なる拡充と要件緩和及び雇用調整助成金等の要件緩和
- 医療機関の機能維持対策及び災害時における医療体制の強化
地域の災害医療の拠点としての災害拠点病院の体制整備、医療機関への非常用発電装置等の整備、医薬品や燃料等の確保のための全国的なシステムの構築、医療機関等における通信連絡体制の整備など、災害時における医療機関の機能を維持するための対策や医療体制の強化
- 社会福祉施設の機能維持対策等
社会福祉施設への非常用電源の装置等の整備、医薬品や燃料等の確保のためのシステム構築、弾力的な被災者の受入促進
- 他県被災地への人的支援制度の確立
被災地への民間人の派遣に係る全国的な補償等の制度の確立
- 市町村介護保険財政等への支援
市町村の介護保険、国民健康保険及び後期高齢者医療制度に係る財政について、災害等の特別な理由による特別調整交付金の基準撤廃等による支援措置の実施
- 被災した児童生徒の就学環境の支援強化
被災した児童生徒を支援する基金の充実等による就学環境の整備推進
- 被災自治体の行政機能の支援
庁舎の損壊や職員の被災等により行政機能に支障が生じている自治体を支援するための人員の派遣に関する積極的な調整や、全国に避難している被災者に地元自治体からのきめ細かな情報提供を行うためのシステムの構築支援

(3) 産業復興

- 被災漁業者の経営再建及び被災施設等の早期復旧
 - ・漁業構造改革総合対策事業の次期対策の早期実施並びに予算の大幅な拡充及び採択要件の緩和
 - ・漁船の新規建造等に係る国の負担の増額・県負担に対する財政支援等及び水産加工施設の復旧への助成等
- 被災農林水産業者や中小企業等に対する一時支援金制度の創設
事業再開をめざす事業者等の当面の資金を手当てするための支援金制度の創設
- 市町村所有の共同利用施設の復旧を災害復旧事業の対象に追加

- 被災農林水産業者の休業等に対する補償の実施
- 被災中小企業等に対する経営支援
 - 被災した工場や商店、旅館・ホテル等の早期復旧と事業継続に向けた激甚災害法の弾力的な運用を始めとする総合的な地域経済復興支援
- 企業の経営維持と災害復興に向けた税制面の支援
 - 法人税・所得税の税率引き下げを始めとする税制面からの支援
- 被災企業への助成措置
 - 被災企業の工場等建物の建設・修復及び機械設備の導入に係る助成措置の充実
- 農林水産品や工業製品等の風評被害対策
 - 安全性の証明等国レベルでの適切な対策の実施
- 国内観光客の需要喚起と海外観光客の誘致促進
- 産業復興のための東北地方の高速道路の一時的な無料化
 - 観光産業の活性化や各種産業の復興に向けた東北地方の高速道路の一時的な無料化
- 復興に向けた取組に関する諸規制・許認可手続きの緩和や各種支援制度の遡及適用などの柔軟な対応
- 被災地の復旧・復興、企業活動や農林水産業などに必要な資材、燃料、原材料等の安定的な確保対策の推進

(4) インフラ復興

- 八戸港八太郎地区北防波堤の早急な復旧
 - 八戸港における安全な荷役作業実施のための八太郎地区北防波堤の早期復旧
- 八戸港における荷役機械及び附帯施設等の復旧経費への支援
 - 八戸港の物流機能確保のための機械等の復旧経費への支援
- 八戸港のソフト対策経費への支援
 - 防波堤復旧までの期間、安全な荷役作業確保に必要なタグボート使用料等、必要なソフト対策経費に対する支援
- 八戸港の「国際拠点港湾」への格上げ指定
 - 八戸港の国際海上輸送網の拠点機能強化を図るため、「国際拠点港湾」への格上げ指定
- 大規模災害時における広域物流拠点の強化
 - 太平洋、日本海、陸奥湾に面している青森県の地勢的特性を活かした、広域的な物資輸送拠点としての八戸港、青森港、七里長浜港等の航路・水深確保、防波堤の延伸、拠点機能の強化
- 緊急輸送道路ネットワークの早期整備
 - 大規模災害時に広域的な避難や支援物資輸送を可能にする緊急輸送道路ネットワーク（上北横断道路、八戸・久慈自動車道、下北半島縦貫道路、津軽自動車道等の高規格道路）について、国の積極的関与による早期整備

- 緊急輸送道路ネットワークの直轄管理区間編入
原子力関連施設が沿線に立地する国道 279 号について、緊急輸送道路ネットワークとしての重点整備・重点管理（直轄管理区間編入）
- J R 八戸線の早期完全復旧への支援
- 漁港における被災施設等の早期復旧に向けた財政支援の強化
- 漁業生産活動の支障となる災害廃棄物の撤去
沿岸漁場海底の車両や船舶など、生産活動の支障となる災害廃棄物の撤去経費への支援
- 馬淵川流域下水道のポンプ復旧経費への支援
- 学校等の避難所機能の充実強化
災害時に避難所となる学校、社会教育施設等の耐震化や避難場所としての機能の充実を図るための「(仮称) 耐震化等推進交付金」、「学校給食施設建設費等補助」など新たな財政支援制度の創設
- 災害査定の早急な実施及び柔軟な対応
住民生活や産業復興の基盤となる各種インフラの早期復興に向けた災害査定の早急な実施及び柔軟な対応

(5) 原子力関係

- 原子力発電所周辺地域住民を始めとする被災対策
今回の事故により避難等を余儀なくされた地域住民の避難生活及び健康管理等の対策や関係者への救済措置の早急な実施
- 緊急安全対策の実施及び根本的対策
各事業者の「緊急安全対策」の実施状況の迅速かつ厳格な確認、耐震設計審査指針の妥当性や津波対策の早急な分析・検証及びその結果に基づく事業者に対する指導強化
- 原子力防災体制の強化
今回の事故の拡大に至った原因や国民等への情報提供のあり方の検証、原子力防災体制の強化、見直しの検討
- 風評被害対策
農林水産物等の安全性の周知など風評被害拡大防止対策の早急な実施、風評被害が発生した場合の幅広い補償
- 原子力発電所周辺地域の復興・支援
広域の避難及び長期化を踏まえ、被災者と原子力発電所周辺地域の復興支援に向けた、国による柔軟かつ大胆な支援策の実施
- 緊急輸送道路ネットワークの早期整備（再掲）
大規模災害時に広域的な避難や支援物資輸送を可能にする緊急輸送道路ネットワーク（上北横断道路、八戸・久慈自動車道、下北半島縦貫道路、津軽自動車道等の高規格道路）について、国の積極的関与による早期整備

○緊急輸送道路ネットワークの直轄管理区間編入（再掲）

原子力関連施設が沿線に立地する国道 279 号について、緊急輸送道路ネットワークとしての重点整備・重点管理（直轄管理区間編入）

○放射線監視施設、原子力防災対策施設の復興

今回被害を受けた自治体の施設の再建のための十分な財政支援及び技術的支援の実施

○原子力安全規制体制の強化

原子力施設に対する、客観性と信頼性を高めた安全規制体制の確立

なお、国及び事業者においては、今回の地震・津波の状況や事故原因についての厳格な検証はもとより、それを踏まえた県内の原子力施設に対する安全確保上の緊急かつ徹底した対策を講じることが強く求められており、県ではこれまで、この旨国に要望してきたところですが、県としても、県民の安全・安心のために、専門家による原子力安全対策検証委員会を設置し、これらの安全対策を独自に厳しく検証していきます。

7 次のステージに向けて

今回の「当面の取組」は、現時点での対応状況や課題を整理し、復興に向けて当面取り組まなければならないものを先行して取りまとめたものです。

今後、このプランを基本に、情勢の変化や様々な御意見、御要望に柔軟に対応し、スピード感を持って、適時適切に復興に向けた取組を進めていきます。

また、県では、復興に向けた「当面の取組」に加え、「中長期的な取組」についても検討を行い、県議会を始め県民や有識者、市町村などの意見も踏まえながら、年内を目途に（仮称）「青森県復興ビジョン」を取りまとめる予定です。

「中長期的な取組」の中では、例えば、

- ・日本、そして東北の中での青森県の位置付け
- ・災害に強い経済、社会づくり（産業、物流機能、ライフライン、保健・医療・福祉サービス提供体制など）
- ・人口減少、少子化・高齢化に対応した地域社会の形成
- ・エネルギーの多様化
- ・必要なインフラへの適切な投資

など、これからの社会のあり方についても検討していく必要があります。

なお、県では今回の災害の教訓を踏まえ、原子力防災対策、津波対策、停電時の災害対応、県全体の備蓄体制のあり方、燃料確保対策、広域的な応援体制のあり方、庁舎等防災拠点施設の耐震化や非常用電源の確保、地域の災害医療の拠点としての災害拠点病院の体制整備や医療機関・社会福祉施設の非常時の体制確保など、防災対策の総点検を行い、年度内を目途に必要な見直しを行うこととしています。